

重要事項説明書



平成29年4月

高島市立今津東保育園

1 事業の目的

高島市立今津東保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育、子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- ・高齢者や異年齢の友だち等、さまざまな年齢の人々と交流する中で、人とのふれあいを大切にし、思いやりの心を育てる。
- ・散歩や植物栽培や収穫などの自然体験を通して、五感で感じるにより、感性豊かな子どもを育てる。
- ・小規模園ならではの家庭的な雰囲気大切に、きめ細やかな保育をするなかで、家庭と保育園が一体となり、子どもの成長を見守り育ち合いができる園を目指す。

3 当園の概要

名 称	高島市立今津東保育園		
所 在 地	滋賀県高島市今津町住吉二丁目 16 番地 5		
施設の種類	保育園		
開設年月日	昭和 2 5 年 4 月 1 日		
認可又は認定年月日	昭和 2 5 年 4 月 1 日		
連絡先	電話番号 0 7 4 0 - 2 2 - 2 2 0 5		
園長氏名	水 谷 良 美 （平成 2 9 年 4 月現在）		
利用定員（年齢別）	2号認定利用定員	満 3 歳 1 学級 満 4 歳 1 学級 満 5 歳 1 学級	} 4 2 人
	3号認定利用定員	0 歳 1 学級 満 1 歳 1 学級 満 2 歳 1 学級	
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育、障がい児保育		

4 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	午前7時30分～午後7時00分
保育提供時間	保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分
	保育短時間 午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間	保育標準時間 午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間 午前7時30分～午前8時00分
	午後4時30分～午後7時00分
休園日	日曜・祝日・12月29日から1月3日まで

※延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途保育料が必要となります

※土曜日の保育利用については、勤務体制の都合により前月25日までの申し込みとさせていただきます。

5 施設の概要

敷地	市有地 面積 1949.49 m ²
建物	R C造平屋建（一部鉄骨） 延べ床面積 840.47 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 2 室 保育室・遊戯室 6 室 幼児用トイレ 1 箇所 遊戯室 148.50 m ² 調理室 30.00 m ² 事務室 70.00 m ² 調乳室 5.00 m ² 医務室 9.00 m ²
設備の種類	冷暖房完備
安全保障	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付
その他	屋外遊戯場（612.00 m ² ）

6 職員体制

園長

副園長・保育士（クラス担任）

栄養士・調理師（職員数、構成職種は変動がする場合があります。）

7 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（厚生労働省）および、高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラム（高島市）を基に、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）発達の連続性を考慮した保育の提供

乳幼児の発達を考慮し、0歳から小学校就学前までの一貫した保育を提供します。

（2）様々な年齢の園児の発達の特性に応じた保育の提供

満3歳未満の園児については、特定の保育士との愛着関係を築きながら、特に健康・安全、心身の発達に努めます。

満3歳以上の園児については、同年齢の園児で編成される学級による集団で、遊びを中心とした園児の主体的な活動を保障し、豊かな感性と自主性を育み、心身ともに健やかな成長を促します。

（3）少人数保育による家庭的な保育の提供

少人数である特性を生かし、異年齢のふれあいを多く持ち家庭的な保育の提供を目指します。また、地域とのつながりを大切に保育します。

（4）アレルギーへの対応

栄養士の指導、管理の下、食物アレルギーへの対応をします。

医師の診断を受けた園児に対して、「保育園・幼稚園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」や、対応マニュアルに沿って必要な対応をします。

給食は、栄養士との面談をした上で除去食、代替え食の提供をします。

8 毎日の保育の流れ (短時間保育)

日 程	3 歳児未満	日 程	3 歳児以上
7:30	開園 早朝保育(申請必要)	7:30	開園 早朝保育(申請必要)
8:30	通園バス運行開始 登園開始 健康状態の観察 自由あそび	8:30	通園バス運行開始 登園開始 健康状態の観察 自由あそび
9:30	おやつ 指導計画による活動	10:00	指導計画による活動 縦割り活動等
11:15	給食準備・給食	11:30	給食準備・給食
12:15	お昼寝準備・お昼寝 (通年お昼寝)	13:00	縦割り活動等 春期・夏期はお昼寝 (3歳児は通年お昼寝)
15:00	おやつ・降園準備	15:00	おやつ・降園準備
15:45	通園バス運行順次降園	15:45	通園バス運行順次降園
16:30	延長保育(申請必要)	16:30	延長保育(申請必要)
19:00	閉園	19:00	閉園

(標準時間保育)

日 程	3 歳児未満	日 程	3 歳児以上
7:30	開園 早朝保育	7:30	開園 早朝保育
8:30	通園バス運行開始 登園開始 健康状態の観察 自由あそび	8:30	通園バス運行開始 登園開始 健康状態の観察 自由あそび
9:30	おやつ 指導計画による活動	10:00	指導計画による活動 縦割り活動等
11:15	給食準備・給食	11:30	給食準備・給食
12:15	お昼寝準備・お昼寝 (通年お昼寝)	13:00	縦割り活動等 春期・夏期はお昼寝 (3歳児は通年お昼寝)
15:00	おやつ・降園準備	15:00	おやつ・降園準備
15:45	通園バス運行順次降園	15:45	通園バス運行順次降園
16:30	異年齢保育開始	16:30	異年齢保育開始
18:30	延長保育(申請必要)	18:30	延長保育(申請必要)
19:00	閉園	19:00	閉園

9 給食等について

(1) 提供方針

乳幼児にとって食事は、おいしくいただくことで心も体も育み、すべての活動の源となる大切なものです。

そのため、地産地消にこだわり、安全で安心して食べられる給食提供を目指しています。

(2) 提供方法

自園で献立を立て、自園で調理しています。

(3) 昼食・おやつ

内容については、保護者の方に前月末に翌月の献立表を配布しています。

おやつは、週1～2回程度手作りのものを提供します。

(4) アレルギー等への対応

食物アレルギー等で、使用できない食材がありましたら、事前にご連絡ください。栄養士と面談の上、除去、代替え等の対応をします。その際、医師の指示が必要です。保護者の判断のみでは対応はできません。

(例) 卵・牛乳・そば等

(5) 衛生管理等

集団給食施設届出を滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所)へ届出済み。

調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

10 入園時に必要な書類等

(1) 住居を確認するもの。

(2) 保護者の連絡先を明確にするもの。

(3) 児童の体調を確認するもの。

(4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

(5) その他、当園が、乳幼児が園生活を送るために必要と考える情報について書類の提出を求めることがあります。

11 当園と保護者の連絡について

(1) 園や家庭での状況を相互連絡するために、連絡帳を活用します。家庭におけるさまざまな出来事や、体調について、心の状態など乳幼児の様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。園からも連絡事項やその日の活動等記入しますので、既読の際には押印かサインをしてください。

(2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。また、それぞれのクラスの出来事やお知らせなどを載せたクラス便りも月1回程度(年齢により頻度や内容は違います)発行します。

(3) その他、健康だより、給食だより、アンケート等を配布することがあります。

1 2 保護者の方が用意するもの

入園のしおりを参照してください。

1 3 保育用品について

年齢にあわせた保育用品を購入、使用していただいています。

○カラー帽子（クラスカラー）○クレパス（3歳児から）

○はさみ（3歳児から） ○道具箱（3歳児から）

○マーカー（4歳児8色・5歳児12色）

○手提げ袋（希望者）

※価格については、業者からの購入品につき変動します。

1 4 保護者会について

当園では親の会が組織され、入園と同時に入会して頂くことになっています。この会の目的は、保育園と家庭とのつながりを緊密にして保育園に対する理解を深め、よりよい保育環境の整備に努めるとともに、各機関および関係諸団体と密接な連絡を図って児童福祉の増進に寄与することにあります。

・親の会では、毎年度ごとに役員、幹事を選出し運営します。

・親の会会費は、年額 3,000 円（2 人目以降は 1,500 円）。年 1 回、親の会が集金します。

1 5 当園の利用に際し、留意していただきたいこと。

（1）欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 8 時 20 分までに御連絡願います。

（2）お迎えが遅れる場合

利用保育時間内（保育標準時間利用の方は午後 6 時 30 分。保育短時間利用の方は午後 4 時 30 分）のお迎えに遅れる場合は随時の延長保育扱いとなりますので、利用保育時間内に必ず連絡をしてください。

※連絡がなく遅れている場合は、確認の電話をさせていただくことがあります。

遅くなる日がわかっている場合は、事前に申請書を提出してください。

急な事情による延長利用も受け付けています。

（3）毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

体調がいつもと違う場合は、必ず連絡帳等で知らせてください。

微熱があるなど、明らかにいつもと様子が違う時は、登園を控えて下さい。

(4) 感染症について

インフルエンザ・麻疹・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎・咽頭結膜熱（プール熱）等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園は医師の指示に従ってください。

(5) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要と判断した場合に限り、保護者の申請により行います。

(6) けがについて

乳幼児の安全について十分に留意して保育を行っておりますが、保育中にけがや事故が起こってしまった場合は、保護者に連絡の上、当該児のかかりつけの病院、もしくは嘱託医、その他病院へ搬送の上治療を受けることとします。

16 健康診断等について

(1) 内科健診・歯科健診

年2回、嘱託医が健診をします。結果については、後日、保護者あて書面にてお知らせします。

(2) 身体測定

毎月25日頃に身長・体重の測定を行います。結果については、連絡張に記載します。

17 保育料

(1) 基本保育料

支給認定をした高島市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育料

30分ごとに高島市が定める延長保育料をお支払いいただきます。

18 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了します。

- ・2号認定の子どもが小学校就学の始期に達した時。
- ・2号認定・3号認定の子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

19 支給認定・住所等の変更

(1) 支給認定の変更

事実発生日（要件を有した又は無くした日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

ア 2号認定から1号認定に変更する場合

- 提出書類：支給認定変更申請書（高島市指定様式）
2号認定証
- 提出先：高島市役所子育て支援課

イ 3号認定から2号認定に変更する場合

- 年齢到達で認定が変更になる場合、高島市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

ウ 就労時間等の変更に伴う認定（保育時間）を変更する場合

- 提出書類：支給認定変更申請書（高島市指定様式）
保育の利用を必要とする理由書
事業従事の証明書
支給認定証
- 提出先：高島市役所子育て支援課

(2) 住所・保護者の変更

- 提出書類：支給認定申請内容変更届（高島市指定様式）
- 提出先：高島市役所子育て支援課

※保育の認定に必要な申請に虚偽があったり、変更しないまま利用していると、罰金等が課せられることがあります。忘れずに申請するよう気をつけてください。

20 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

独立行政法人日本スポーツ振興センター

(2) 保険の種類

契約団体傷害保険

(3) 個人負担金

一人年間375円（うち個人負担240円・高島市負担175円）の見込

(4) 給付の種類と内容

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ● 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額 (所得区分により限度額が異なる。) に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ● 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3,770 万円～82 万円 (通学中の災害は半額)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円 (通学中の災害は 1,400 万円)
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 2,800 万円 (通学中の災害は半額) 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,400 万円 (通学中の災害も同額)

(※ 見舞金は、平成 17 年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

2 1 嘱託医

(1) 内科

名称	おかだ小児科医院
医院長名	岡田 清春
所在地	滋賀県高島市今津町名小路一丁目 1 - 6
電話番号	0740-22-8731

(2) 歯科

名称	原田歯科医院
医院長名	原田 直一
所在地	滋賀県高島市今津町桜町一丁目 6 - 1
電話番号	0740-22-2016

2 2 緊急時の対応方法

園児の容体に変化等があった場合は、あらかじめ保護者が個人票で指定した緊急連絡先へ連絡したうえで、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

なお保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する医療機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

2 3 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	消防署 平成29年4月12日			
	防火管理者		氏名 水谷 良美	
避難訓練	火災及び地震、その他災害を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	自動火災報知機	有	煙感知器	有
	ガス漏れ報知機	有	非常警報装置	有
避難場所	第1避難場所	今津東保育園 園庭	第2避難場所	職員駐車場 元今津専修学校 駐車場

2 4 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) 受付担当者
氏名 白井 浩子 (役職：副園長) TEL 22-2205
- (2) 解決担当者
氏名 水谷 良美 (役職：園長) TEL 22-2205
- (3) 第三者委員
氏名 小林 忠伸 (役職：元中学校長)
氏名 井上 清美 (役職：元民生委員児童委員)
- (4) 受付方法
面接・文書・電話などの方法で受け付けます。
- (5) 上記以外の相談・苦情窓口
高島市役所子ども未来部 子育て支援課
電話番号 0740-25-8136

2 5 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

2 6 守秘義務および個人情報について

当園が所持する個人情報については守秘義務があり、保護者の許可なしに外部へ提供しない。ただし、以下の場合には必要最低限の範囲にて使用することができる。

- (1) 卒園にあたり、幼児が入学予定の小学校と円滑に引継ぎを行うための情報の共有。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場所において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う場合。
- (3) 緊急時において、病院その他関係者に対し必要な情報提供を行う場合。
- (4) 園内、または園外で撮影した写真、動画等を掲示物、配布物、メディア（広報、その他新聞取材等）上で使用する場合。

※（４）については保護者の申し出により配慮することができる。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：高島市立今津東保育園
説明者職名：園長 水谷 良美

高島市立今津東保育園の利用に係る同意書

私は、高島市立今津東保育園における保育の提供を受けるにあたり、「重要事項の説明書」および「入園のしおり」の内容に同意します。

平成 年 月 日

高島市立今津東保育園
園長 水谷 良美

保護者住所：滋賀県高島市

保護者氏名： ⑩

児童氏名：

児童から見た続柄：